

平成16年度

関税改正について

関税局関税課長 原 雅彦

1. はじめに

関税・外国為替等審議会は、平成16年度における関税率等の改正について、昨年初秋より関税分科会において審議を重ね、同年12月18日に、知的財産権侵害物品に係る認定手続の充実、税関における水際取締りの強化等を内容とする答申を取りまとめ、財務大臣に提出した。

平成16年度関税改正については、上記答申を踏まえ、「関税定率法等の一部を改正する法律案」として今通常国会に提出したところであるが、以下、その概要を説明する。

2. 暫定税率等の適用期限の延長及び個別品目の関税率の改正

(1) 暫定税率の延長

約420の暫定税率について、引き続き存続させる必要があると考えられるため、適用期限を1年間延長することとする。

(2) 石油化学製品製造用揮発油等に係る関税の還付制度及び石油アスファルト等に係る関税の還付制度の延長

石油化学製品製造用揮発油等に係る関税の

還付制度は、原油関税が燃料としての競合物品である石炭の産業合理化対策の財源として課されていることにかんがみ、関税納付済みの原油等から製造された揮発油等を燃料としてではなく石油化学製品の原料として使用した場合には、原油等の関税相当分を石油化学製品の製造者に還付するものである。

また、石油アスファルト等に係る関税の還付制度は、C重油の増産抑制及び中間留分（灯油、軽油及びA重油）の安定供給につながる石油アスファルト等の生産のインセンティブを高めるため、関税納付済みの原油等から石油アスファルト等を製造し、それを製造工場から移出した場合又は工場内で燃料として消費した場合、原油等の関税の一部を還付するものである（参考1）。

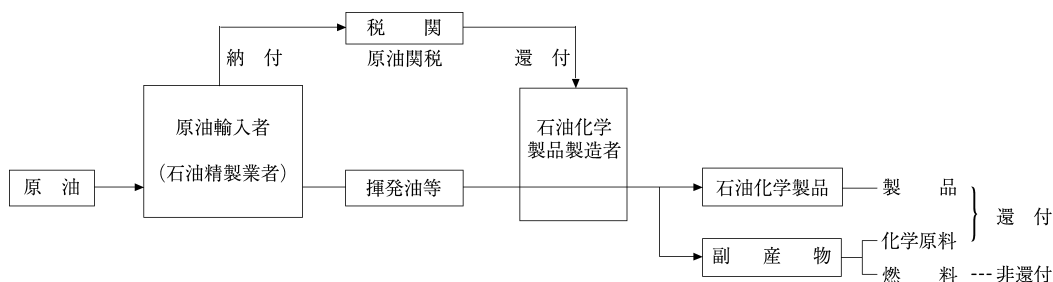
本制度については、関連する諸事情に特段の変化がないことから、その適用期限を1年間延長することとする。

(3) 特別緊急関税制度等の適用期限の延長

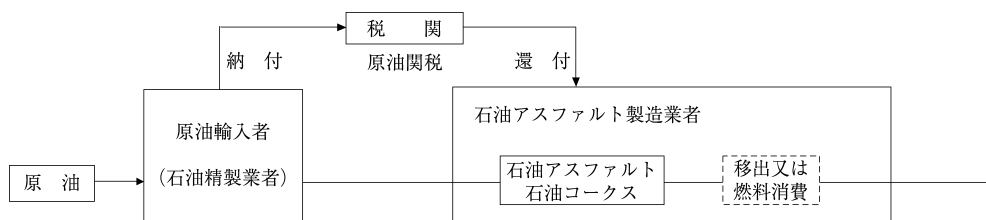
ウルグアイ・ラウンドで輸入自由化されたでん粉、バター等の農産品について、特別緊急関税制度（特別セーフガード）がWTO協定上認められており、一定の輸入数量を超えた場合等に自動的に発動される。

(参考 1) 石油化学製品製造用揮発油等及び石油アスファルト等に係る関税の還付制度の概要

○石油化学製品製造用揮発油等に係る関税の還付制度



○石油アスファルト等に係る関税の還付制度



また、牛肉や豚肉についても、類似の緊急措置が設けられており、一定の輸入数量を超えた場合に自動的に発動される（参考 2）。

これらの制度についても、引き続き存続させる必要があると考えられるため、適用期限を 1 年間延長することとする。

我が国は石油化学原料をナフサに大きく依存しているが、これまで技術的な問題から石油化学製品製造用に使用されなかった灯油及び軽油について、技術の進歩によりその使用が可能となったことから、石油化学製品製造用揮発油及び原油と同様に軽減税率を設定することとする（参考 3）。

(4) 石油化学製品製造用灯油・軽油に係る軽減税率の設定

石油化学製品の製造に使用される揮発油及び原油については、プラスチック、合成ゴム、合成繊維原料等の石油化学製品の製造が国民生活に密接に結びついており、また、各種産業に必要な広範囲の基礎的物資を供給している石油化学工業の国際競争力を維持・強化する必要があることから、製造の過程で生成する副製品で燃料として使用される以外の部分には関税を課さないこととして、一般の税率よりも低い税率を定めている。

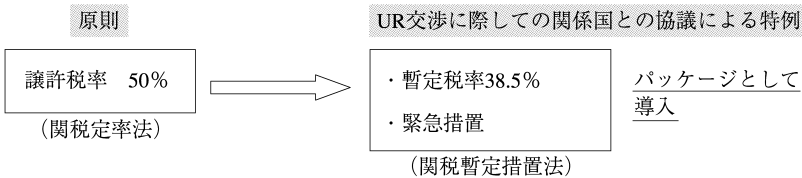
2. 知的財産権侵害物品に係る認定
手続の充実のための新たな施策
の導入

知的財産権侵害物品については、輸入禁制品として、税関において水際取締りを行っている。

今回、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」（平成15年 7 月知的財産戦略本部決定）において、輸入を差し止められた物品に係る輸入者や輸出者の氏名等の権利者への開示が盛り込まれたことを踏まえ、関税定率法を

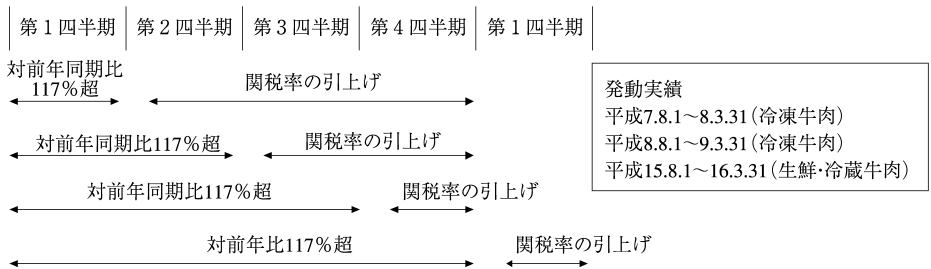
(参考 2) 牛肉に係る関税の緊急措置の概要

＜牛肉の関税＞

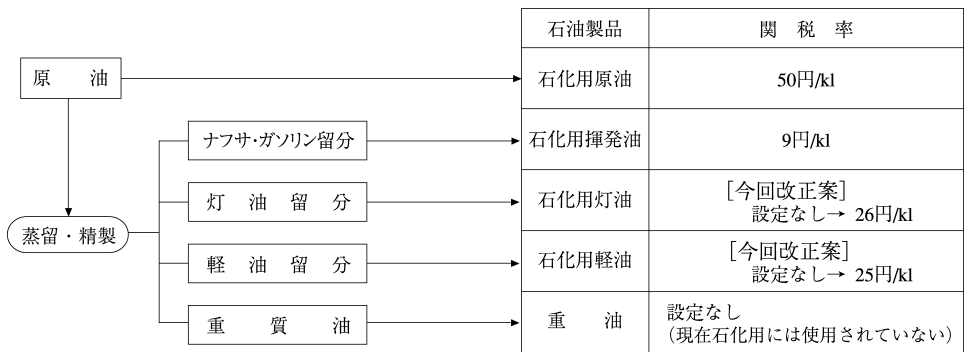


＜緊急措置の仕組み＞

年度初めから各四半期毎の累計輸入量が前年同期の117%を超えた場合、関税率を38.5%から50%に戻す



(参考 3) 石油化学製品製造用灯油・軽油に係る軽減税率の設定



改正し、当該物品に係る権利者及び輸入者の氏名等を双方に通知するとともに、輸出者及び製造者の氏名等を権利者に通知することとする(参考 4)。

3. 税関における水際取締りの強化

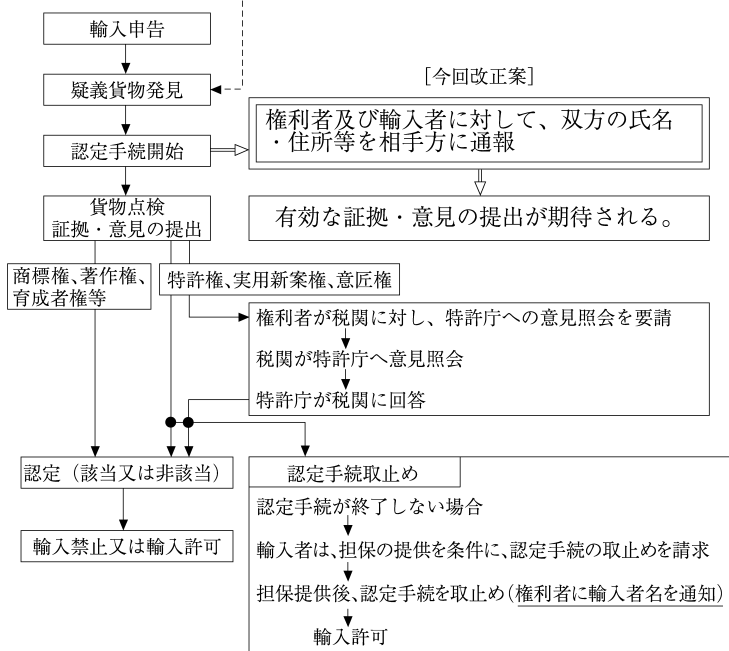
(1) 近年の大量破壊兵器の拡散に対する監視の強化、麻薬・けん銃等社会悪物品に対する取

締りの強化への社会的要請の高まりから、入出港する外国貿易船及び外国貿易機に関する情報収集の強化策として、入港の際に旅客氏名表及び乗組員氏名表等の提出を義務付けるとともに、出港の際に、税関長が必要と認めた場合には、旅客氏名表等の提出を求めることができるようにするなどの措置を講ずる(参考 5)。

(2) 税関における水際取締りを強化しつつ、輸

(参考 4) 知的財産権侵害物品（輸入禁制品）に係る認定手続の充実のための新たな施策の導入

輸入差止め申立てに基づく取締り



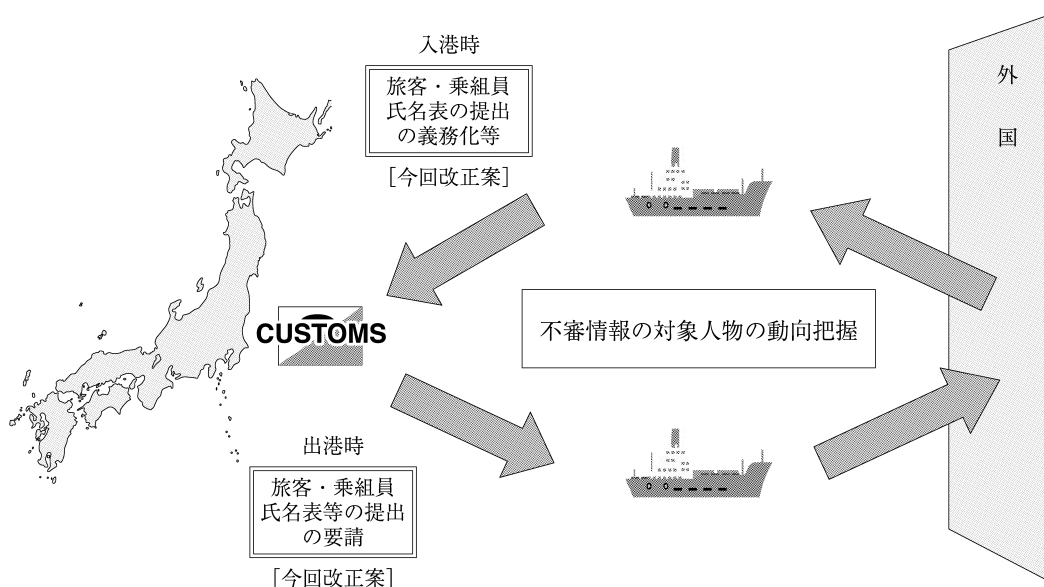
差止め実績及び申立て件数

区 分	差止め実績	申立て件数
特許権	7件 39千点	11件
実用新案権	0 0	1件
意匠権	13件 42千点	47件
商標権	6,859件 611千点	100件
著作権及び 著作隣接権	108件 319千点	7件
育成者権	— —	1件

(注) 差止め実績は平成14年分、申立て件数は平成16年1月1日現在。

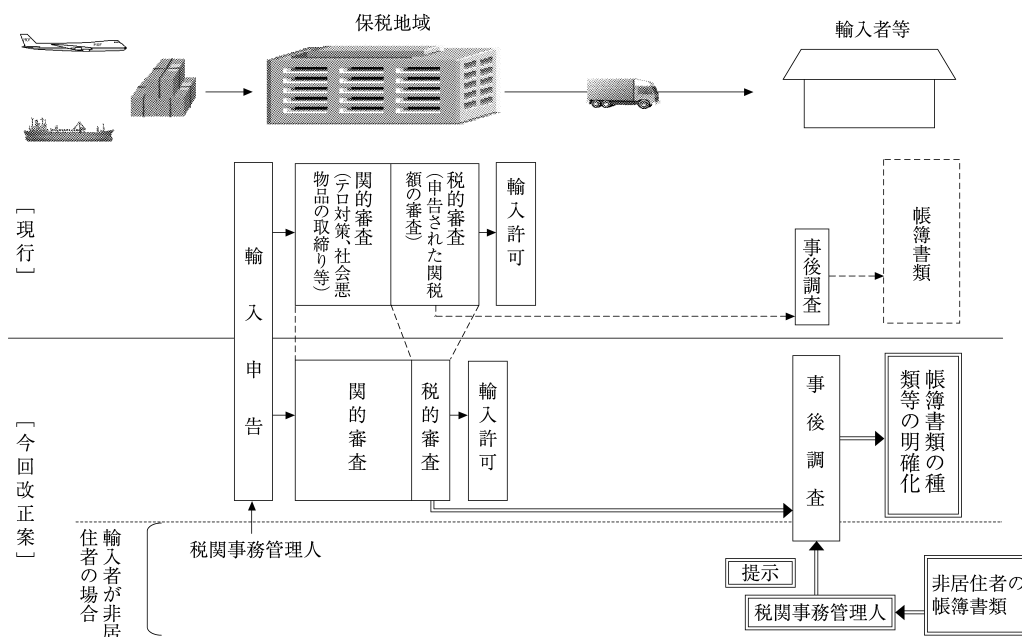
(参考 5) 水際取締りにおける情報収集の強化策の導入

[大量破壊兵器の拡散、麻薬等社会悪物品に対する監視、取締りの強化への社会的要請の高まり]

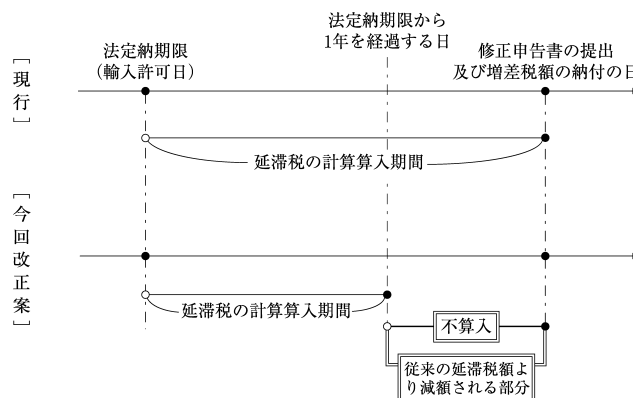


(参考6) 輸入者が保存すべき帳簿書類の種類の特例措置の導入

[水際取締りの強化及び輸入通関手続の一層の迅速化]



(参考7) 延滞税の計算期間を短縮するための特例措置の導入



入通関手続の一層の迅速化を図る観点から、関税額の審査については輸入後の調査に重点を移すため、輸入者が保存すべき帳簿書類の種類等を明確化するとともに、非居住者のために輸入申告等を行った税関事務管理人が、税関長から提示を求められた際に提示すべき帳簿書類の種類を明確化する(参考6)。

併せて、法定納期限から1年を経過した後に行われる修正申告及び更正について、延滞税の額を軽減する措置を導入する(参考7)。